

岩手県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ウェル ファー	釜石市大町一丁目 1番1号	釜石市大町二丁目 2番24号	あゆみ訪問看護ステ ーション山田	下閉伊郡山田町飯岡 第6地割9番地1	平成25年12月1日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ウェル ファー	釜石市大町一丁目 1番1号	釜石市大町二丁目 2番24号	あゆみ居宅介護支援 山田事業所	下閉伊郡山田町飯岡 第6地割9番地1	平成25年12月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社ウェル ファー	釜石市大町一丁目 1番1号	釜石市大町二丁目 2番24号	あゆみ訪問看護ステ ーション山田	下閉伊郡山田町飯岡 第6地割9番地1	平成25年12月1日